令和８年２月 20 日
文　部　科　学　省
初等中等教育局幼児教育課

幼稚園設置基準の一部を改正する省令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「幼稚園設置基準の一部を改正する省令案」について、令和７年 12 月 26 日から令和８年１月 24 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 89 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

分　野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
１．学級編制基準について	１学級あたりの幼児の人数について、改正案の原則30人以下からさらに引き下げることを検討してほしい。	幼稚園設置基準は、幼稚園がその目的等を実現するために必要な、最低限の全国的な水準を示しているものです。 これについて、引き下げることの必要性と実現可能性を勘案し、 ・現状、25人以下の学級となっている園は８割にとどまっていること ・学級規模を30人以下とした場合でも、一定の園は、その実現までに施設整備や人材確保等のための期間を要することから、まずは原則30人以下とすることとして改正したいと考えています。
	特に３歳児においては、さらなる引き下げが必要であり、年齢別の編成を検討すべき（例えば、15人とするなど）。	上記のとおり、幼稚園設置基準は最低限の全国的な水準であることから、必要性と実現可能性を勘案し、まずは原則30人以下とすることとして改正したいと考えています。
	学級編制基準の引き下げに合わせて設置基準の面積基準を引き下げないのか。	１学級当たりの幼児の人数を35人から30人に引き下げる場合であっても、教室内の教具や教材、遊具等は幼児一人当たりではなく学級当たりに備え付けるものとして規定していることから、学級編制の人数の引き下げがただちに必要面積の減少につながるものではないと考えています。
２．経過措置について	経過措置の６年間は長いのではないか。より短くすべきではないか。	文部科学省の調査において、基準の引き下げに伴い、一定数の園が学級数の増加に伴い、増加した分の保育室等の整備や新たな教諭等の人材確保が必要であることが判明しています。特に施設整備については園の状況によっては一定期

		間を要することも調査からは明らかになっています。 　また、前回の引き下げ（40人から35人への引き下げ）においても６年間の経過措置が設けられており、これらを総合的に勘案し、今回の改正においても同様の経過措置を設けることとしています。
３．基準引き下げに伴う影響について	学級数の増加に伴う増築等の施設整備に対する国からの補助を行うべき。	施設の増築や改修が必要な場合、公立幼稚園においては学校施設環境改善交付金、私立幼稚園においては私立幼稚園施設整備費補助金などの活用が可能です。
	基準の引き下げによって追加的に教員が必要となることも考えられるが、問題ないか。	文部科学省が実施した調査によれば、回答のあった園のうち９割以上の園が既に30人以下の学級規模としているところです。 　また、施設型給付を受ける幼稚園については、公定価格において既に 30 人以下の学級を編制するために必要な職員を確保できるだけの単価となっているとともに、施設型給付を受けない私立幼稚園については、令和８年度予算（案）において、私立高等学校等経常費助成費補助金の幼児 1 人当たりの単価を増額したところであり、こうした支援も活用いただくことを考えています。
	基準の引き下げによって、定員数を引き下げる必要があり、かつ施設型給付を受けていない私立幼稚園は、保育料の収入が減少することから、国は補助金の支援を行うべきではないか。	施設型給付を受けない私立幼稚園は、建学の精神に基づく特色ある教育を行い、保育料を自ら設定できること、また学級編制基準の引き下げに伴う影響は園によって多種多様であること等から、基準の引き下げに起因する経営上の課題に対して、補助の増額を行うことは困難です。 　なお、当該幼稚園に対する私立高等学校等経常費助成費補助金は、令和８年度

		予算（案）において、物価上昇への対応や教育の高度化等に必要な幼児一人当たりの単価を増額しています。